

平成十三年十月三十日受領
答弁第一一一号

内閣衆質一五三第一一号

平成十三年十月三十日

内閣総理大臣 小泉純一郎

衆議院議長 綿貫民輔殿

衆議院議員長妻昭君提出食用赤色二号と臭素酸カリウムの安全性の検査実施に関する質問に対し、別紙答
弁書を送付する。

衆議院議員長妻昭君提出食用赤色二号と臭素酸カリウムの安全性の検査実施に関する質問に対する答
弁書

平成十三年九月二十五日に開催された薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会毒性・添加物合同部会（以下「合同部会」という。）において、食用赤色二号及び臭素酸カリウムの今後の取扱いに関する審議が行われ、食用赤色二号については、マウス及びラットを用いてコメット法（単細胞ゲル電気泳動法）による遺伝毒性試験を実施することとされ、臭素酸カリウムについては、的確な分析法の開発を検討するとともに、市販されているパンへの残留に関する調査を実施することとされたところである。

これらの試験及び調査（以下「試験等」という。）については、可及的速やかに着手する方針であるが、試験等の実施期間等に関する計画については、現在遺伝毒性、分析法等に関する専門家と協議しながら詳細を詰めているところであり、現時点でその具体的な内容をお示しすることは困難である。

なお、試験等の結果が得られ次第、再度合同部会において御審議いただくこととしており、合同部会の審議結果によっては添加物としての指定の削除を行う可能性があるものと考えている。